

令和7年3月4日

総務企画局人事部労務課

市政記者各位

政令市初

～育休を応援する同僚に手当を支給～

令和7年4月から **育休応援手当** を導入します。

全国的に少子化が進展する中で、**福岡市は安心して出産、子育てできる環境づくり**を進めています。

そのため、福岡市役所では、**出産や子育てを職場全体で支援し、快く受け入れられる職場風土を醸成**するため、育児休業を取得した職員の業務をサポートした職員に対する勤奨手当の加算措置（通称：育休応援手当）を導入します。

育休**取得**職員



育休**応援**職員

業務をサポート

育休職員の業務をサポートした職員の勤奨手当を**5%加算**
(平均約1.6万円)

対象となる 育 児 休 業	1か月を超える育児休業 (当該育児休業に係る代替職員が配置された期間を除く。)
支給対象職員	当該育児休業を取得した職員の業務をサポートした職員 (所属長が 最大4人 まで選出可)
加 算 額	翌年度6月期の勤奨手当の成績率に 5%を加算
導 入 時 期	令和7年4月1日 から導入 (令和8年6月期の勤奨手当に反映)